

世界バラ会議福山大会スポットばら花壇整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2025年(令和7年)の世界バラ会議福山大会(以下「大会」という。)の開催に向けて、福山市公共空間ばらの植栽デザイン計画がめざす環境に配慮した持続可能なばらのまちづくりにつながるるとともに、大会開催期間中はもとより、大会後のばらのまち福山の都市景観に彩りを与え、まちなかのフォトスポットとなるばら花壇を、地域団体等が自主的に整備する事業に要する経費の一部に対し補助金を交付することについて、福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「花壇」とは、次の基準のいずれかを満たすものをいう。

- (1) 観賞用草花の植込地であって、10㎡以上の面積を有するもの
- (2) 前号の植込地が10㎡未満であっても、当該植込地と一体になっていると認められる近接の植込地を含めて合計面積が10㎡以上となるもの
- (3) 観賞用草花の植込容器(プランター等)であって、30m以上にわたって連続性が認められるように設置されるもの

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体等は、次の各号のいずれかに該当し、継続的に維持管理できる団体とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合はこの限りではない。

- (1) まちづくり推進委員会
- (2) まちづくり推進委員会の承認を得た団体
- (3) 市内に活動拠点を有する5人以上のボランティア団体
- (4) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに組合に準ずる任意団体
- (5) 市内に事務所を有する事業所等(個人経営や家族のみで営利を営む事業所は除く。)

(補助対象区域)

第4条 補助金の交付対象となる区域は市内全域とし、このうち別表1に掲げる施設から1kmの範囲を重点区域とする。ただし、当該施設の敷地内は補助対象区域としない。

(補助対象花壇)

第5条 補助金の交付対象となる花壇は、新規に整備する花壇又は既存の花壇とし、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助対象区域内に位置し、公共性が高いと認められる場所(施設管理者から許可を得た公共施設内、幹線道路に面した土地など)にあること
- (2) 福山市公共空間ばらの植栽デザイン計画がめざす環境に配慮した持続可能なばらのまちづくりにつながるるとともに、まちなかのフォトスポットとして広く公開されること
- (3) 花壇面積に対し、ばらの植栽面積が概ね6割を超えること

2 この要綱に基づく補助金の交付を受けた花壇は、再度この要綱に基づく補助金の交付対象の花壇とならない。

(補助対象経費等)

第6条 補助対象となる経費は、別表2に掲げるものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の補助対象経費とし、上限を20万円とする。ただし、ローズロード沿道に位置する花壇については、上限を30万円とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第4条第3号の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 資金計画書（前払いを希望する場合）
- (3) 補助金交付申請理由書
- (4) 位置図及び花壇の整備概略図
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出期限は、別に市長が定める。

(交付基準)

第9条 補助金交付決定に係る基準は、事業後の維持管理に継続性が認められ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域、団体等と市が協働で実施することにより、福山市公共空間ばらの植栽デザイン計画がめざす環境に配慮した持続可能なばらのまちづくりに寄与することが期待できるもの
- (2) 公共性が高く、ばらのまち福山の都市景観に彩りを与え、まちなかのフォトスポットとして認められるもの
- (3) 整備によりコミュニティの活性化や主体的な運営が期待されるもの
- (4) 整備コンセプトが明確であり、事業計画に実現性があるもの

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、補助金の交付決定に当たっては、補助金交付申請を行った団体の申請内容を審査し、適切な事業内容であると認めたものについて、予算の範囲内において、交付決定するものとする。この場合において、第4条に規定する重点区域内に位置する補助対象花壇については、優先的に交付決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定を行ったときは、速やかに、その結果を補助金交付申請団体に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定した団体の事業計画に係る概要を市民に公表するものとする。

4 補助金を交付する時期は、別に市長が定める。

(事業報告書の提出)

第11条 規則第11条の規定により事業報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実施内容報告書
- (2) 活動記録写真(事業実施前、完成写真及び作業中の写真)
- (3) 領収書(写し可)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(書類の様式)

第12条 この要綱に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、2022年(令和4年)11月24日から施行する。

別表1

第4条関係(重点区域)

名称	住所
福山城公園	福山市丸之内一丁目、西町二丁目地内
広島県民文化センターふくやま	福山市東桜町1番21号
ばら公園	福山市花園町一丁目地内
花園公園	福山市花園町二丁目地内
緑町公園	福山市緑町地内
ふくやま芸術文化ホールリーデンローズ	福山市松浜町二丁目1番10号
エフピコアリーナふくやま(福山市総合体育館)	福山市千代田町一丁目1番2号

別表2

第6条関係(補助対象経費等)

ばら苗、草花、芝生、肥料、腐葉土、まさ土、アーチなどの支柱類、レンガ、ブロック、散水用器具(水道申請手数料、水道料金等は対象外)、生コンクリート、モルタル、花壇名板、花名札その他ばら花壇整備に必要な資材費

世界パラ会議福山大会スポットばら花壇整備事業補助金交付要綱

第12条（雑則関係）

（趣旨）第1条関係

1 福山市公共空間ばらの植栽デザイン計画がめざす環境に配慮した持続可能なばらのまちづくりにつながる花壇とは、継続的な維持管理体制を構築した又はしようとする団体によって、概ね次のような方針に基づいて整備される花壇のことをいう。

(1) 整備しようとする場所の景観（歴史）に調和しているとともに、良好な都市景観の形成（ばらの表現力を活かした魅力的な空間づくり）に資していること

(2) 農薬散布を前提としない丈夫なばらの導入を積極的に図るなど環境に配慮されているとともに、四季を通じて楽しむことができること

（補助対象団体）第3条関係

1 まちづくり推進委員会より承認を得た団体とは、委員会に属する団体（単位町内会、老人会など）又は会長から別途承認を得た団体とする。

2 ボランティア団体に類する団体にあつては、団体に関する概要書（様式6）を提出しなければならない。なお、団体結成時期は問わないものとする。

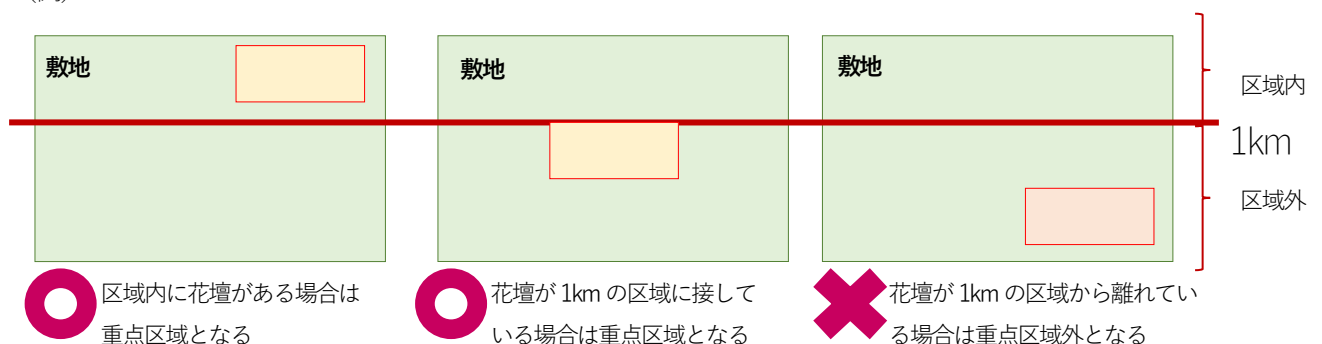
3 組合に準ずる任意団体とは、一定の地区（街区）内で集積・近接した商業事業者で構成され、来街者（消費者）を対象に、継続的に商業振興を目的とした事業を行う団体であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものとする。

（補助対象区域）第4条関係

1 重点区域の範囲の根拠となる距離は、施設のいずれかから補助対象花壇までの直線距離とする。

2 敷地は範囲内であっても、花壇が奥まった場所にあり区域から離れている場合は重点区域外とする。

（例）



（補助対象花壇）第4条関係

1 多くの方に目に触れることができる、次のところに花壇が位置していること。なお、土地所有者（又は管理者）の許可が必要な場合は、事業を行うとする団体の責任において許可を得なければならない。

(1) 公共施設内（市・県・国は問わない）

- (2) 幹線道路（国・県・市道）に面した花壇
- (3) 公園等（公園や河川敷など）
- (4) その他公共性が高いと認められる場所にある花壇（私有地でも可）

（交付基準）第8条関係

- 1 補助金は、次に掲げる基準を概ね満たしていると認められる事業に対して交付するものとする。
 - (1) 団体と市における協働の役割分担を明確にした事業であること。
団体の役割：花壇の整備、維持管理など 市：原材料費の補助、講習会の実施など
 - (2) 団体と市が協働で実施することにより、ばらのまちづくりに寄与することが期待できる事業であること。なお、期待できるかどうかの判断は、次の視点をもって行う。
 - (ア) 花壇に愛着が芽生えるような手づくりによる事業計画となっているか。
 - (イ) 団体構成員の多くの方が参画できる事業計画となっているか。
 - (ウ) 地域に根ざした事業計画となっているか。
 - (エ) 具体性や実現性のある事業計画となっているか。
 - (オ) 維持管理など事業後の継続性が認められる事業計画となっているか。団体構成員に福山ばら大学修了生（又は受講生）、ばら栽培経験者が在籍しているか。
 - (カ) 福山明るいまちづくり協議会主催「ばら花壇コンクール」への参加意思があるか。

（補助金の交付決定）第9条関係

- 1 第3項による公表は、市広報、ホームページなどによるものとする。

（書類の様式）第11条関係

- 1 規定する書類は、次に定める様式とする。
 - (1) 補助金交付申請書（様式1）
 - (2) 事業計画書（様式2）
 - (3) 収支予算書（様式3）
 - (4) 資金計画書（様式4）
 - (5) 補助金交付申請理由書（様式5）
 - (6) 申請団体概要（様式6）
 - (7) 事業報告書（様式7）
 - (8) 収支決算書（様式8）
 - (9) 事業内容報告書（様式9）

（雑則）第12条関係

- 1 市は、必要に応じて代表者等を参集した講習会を開催するものとする。
- 2 市は、事業計画策定時及び事業実施期間中に事業を実施する団体から実施状況を聞き取り、必要に応

じて指導及び助言を行うことができる。

- 3 事業を実施する団体は、事業の実施にあたり、市や専門家の助言を求めることができる。
- 4 事業を実施する団体の構成員は、ばら栽培技術向上のため、福山ばら大学の受講や福山明るいまちづくり協議会（又はばら愛好団体）主催の講習会の参加に努めなければならない。